

生食発 0919 第 8 号
令和元年 9 月 19 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区区长

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について

公衆浴場及び旅館業における衛生管理等については、かねてから営業者に対する適切な指導をお願いしているところですが、今般、厚生労働科学研究で最新の知見等が得られていること等を踏まえ、本通知を別添 1～3 のとおり改正するので、貴管下の関係者へ周知徹底及び指導等をお願いいたします。

また、本通知の適用に伴い「公衆浴場法第 3 条第 2 項並びに旅館業法第 4 条第 2 項及び同法施行令第 1 条に基づく条例等にレジオネラ症発生防止対策を追加する際の指針について」(平成 14 年 10 月 29 日健発第 1029004 号厚生労働省健康局長通知)については、廃止とします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。